



島根県済生会江津総合病院 院内保育所運営業務委託に関する仕様書

社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部
島根県済生会江津総合病院

作成：令和8年2月

1. 趣旨

社会福祉法人^{恩賜}済生会支部 島根県済生会江津総合病院に勤務する職員等が安心して業務に専念できる環境整備の一環として社会福祉法人^{恩賜}済生会支部 島根県済生会江津総合病院に設置する院内保育所は、効率的かつ安全・安心で充実したサービスを目指すものとし、保育所運営実績のある専門事業者に運営業務を委託する。

なお、業務内容については、この仕様書の定めるところによる。

2. 件名

院内保育所運営業務委託

3. 履行場所

〒695-8505

島根県江津市江津町1016-37

社会福祉法人^{恩賜}済生会支部 島根県済生会江津総合病院 院内保育所

4. 施設規模等

(1) 規 模：入所定員 10 人

保育室 2 室 24 m²、スタッフルーム 14 m²、その他（便所、廊下他）30 m²
施設面積（合計） 68 m²

(2) 建 物：病院 西側 院内保育所

5. 保育内容

(1) 定 員 施設定員 10 名

(2) 保育対象 島根県済生会江津総合病院に勤務する者及び院長が必要と認めた者を保護者に持つ生後 57 日目以降から 5 歳児（就学前）までを対象とする。

(3) 保育時間帯等

①基本保育日

保育日は祝祭日を除く月曜日から金曜日とし、月 16 日の開園を基本とする。

②保育時間

[基本保育時間] 8 時 00 分から 18 時 00 分

[延長保育時間] 18 時 00 分から翌 8 時 00 分

③基本保育日以外に利用があった場合は、別途設定した日額を委託料に加算する。

④基本保育日において月 16 日を超えて利用があった場合は、別途設定した日額を委託料に加算する。

⑤延長保育時間以外に利用があった場合は、別途設定した時間単価を委託料に加算する。

6. 運営業務委託に関する基本的な条件等

(1) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準などの関係法令を遵守すること。

(2) 認可外保育施設指導監督の指針（平成 14 年 7 月 12 日雇児発第 0712005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づいて保育所運営を行うこと。

(3) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。

(4) 給食は院内食を提供し、おやつについては運営業者が用意することとする。

(5) 運営業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする。

①病院側が負担する費用

- ア) 備品及び保育に必要な消耗品等
- イ) 保育所運営上必要な水光熱費
- ウ) 施設、備品の修繕等の維持管理費用

②受託者が負担する費用等

- ア) 職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
- イ) 保育所運営上必要な電話料
- ウ) 日常業務に必要な消耗品費
- エ) 損害保険料

③上記①及び②に記載のない項目については、委託者及び受託者双方の協議によって決定する。

- (6) 業務委託の契約に当たっては、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を部分委託する場合について病院側の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7) 保育園を直接管理する専任担当者を受託会社より選任し、配置すること。その者は保育園の運営が適切に行われていることを管理すること。
- (8) 当院及び関係機関と連携を図った運営を行うこと。
- (9) 業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。

7. 契約期間

契約の締結は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、契約期間中に業務遂行不可能と判断した場合は、契約期間途中であっても契約を解除する場合がある。